

平成24年7月25日開催

石狩市教育委員会会議（7月定例会）資料

<議案>

1 招致外国青年就業規則の一部改正について ······ P 1 ~ P 3

<報告事項>

1 いじめ実態把握調査結果について ······ P 4

石 狸 市 教 育 委 員 会

議案第1号

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成24年7月25日提出

△議案
案1△

石狩市教育委員会 教育長 樋口 幸廣

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則

招致外国青年就業規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第1章～第2章 略	第1章～第2章 略
第3章 <u>契約期間</u> 及びその終了（第4条～第6条）	第3章 <u>任用期間</u> 及びその終了（第4条～第6条）
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略
附則	附則
第3章 <u>契約期間</u> 及びその終了 <u>（契約期間）</u>	第3章 <u>任用期間</u> 及びその終了 <u>（任用期間）</u>
第4条 英語指導助手の <u>契約期間</u> は、教育長が別に定める。	第4条 英語指導助手の <u>任用期間</u> は1年以内とし、教育長が別に定める。 2 前項の任用期間満了後、教育委員会は、英語指導助手として必要な条件、能力を有すると認める場合には、1年以内の再度の任用を行うことができる。 3 前項の規定にかかわらず、英語指導助手の任用期間は、第1項及び前項の任用の期間を合算して5年間を超えることができない。
(退職)	(退職)
第5条 英語指導助手は、前条の <u>契約期間</u> は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間を満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。	第5条 英語指導助手は、前条の <u>任用期間</u> は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間を満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。
(報酬及びその計算)	(報酬及びその計算)
第7条 英語指導助手の <u>報酬</u> は、月額30万円とする。ただし、この場合において日本国において賦課される所得税及び住民税の控除後の手取りの年額が、360万円を下回	第7条 英語指導助手の <u>年間報酬額</u> は、別表のとおりとする。この場合において、所得税及び住民税が課税される場合には、当該報酬額から本人が負担するものとする。

る見通しとなった場合は、360万円を下回らない額となるよう月額を改訂するものとする。

2 略

3 略

4 報酬の日割計算に当たっては、360万円を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、360万円を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 英語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項に規定する報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 略

(旅費等)

第9条 略

2 教育委員会は、別に定めるところにより英語指導助手の赴任及び帰国ための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、当該英語指導助手が第4条に定める契約期間満了後、1月以内に日本において教育委員会又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、帰国ため日本を出発する場合に1月以内支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により契約期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給する。

(年次有給休暇)

第12条 英語指導助手は、第4条に定める契約期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 英語指導助手が第4条の契約期間満了後、教育委員会と契約を更新する場合には、

2 報酬の月額は、前項に規定する年間報酬額を12で除して得た額とする。

3 (改正前の第2項と同じ。)

4 (改正前の第3項と同じ。)

5 報酬の日割計算に当たっては、年間報酬額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、年間報酬額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 英語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第5項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項に規定する報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 略

(旅費等)

第9条 略

2 教育委員会は、別に定めるところにより英語指導助手の赴任及び帰国ための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、当該英語指導助手が第4条に定める任用期間満了後、1月以内に日本において教育委員会又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、帰国ため日本を出発する場合に1月以内支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給する。

(年次有給休暇)

第12条 英語指導助手は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 英語指導助手が第4条の任用期間満了後、教育委員会が再度の任用を行う場合に

12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の契約期間に繰り越すことができるものとする。

3 略

（休職）

第15条 略

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷並びに疾病である場合は、その休職の期間中、報酬の全額を支給する。

(2) 略

（公務外の災害補償）

第28条 教育委員会は、損害保険契約の締結により、英語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月25日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第7条の規定は、平成24年4月1日以降に日本国へ入国し、施行の日以降に任用する英語指導助手の報酬について適用し、平成24年4月1日より前に日本国へ入国し、任用又は再任用する英語指導助手の報酬については、なお従前の例による。

は、12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 略

（休職）

第15条 略

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷並びに疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 略

（公務外の災害補償）

第28条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、英語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

別表（第7条関係）

区分	年間報酬額
1年目	3,360,000円
2年目	3,600,000円
3年目	3,900,000円
4年目及び5年目	3,960,000円

<報告事項1>

■いじめ調査結果について（6月実施分）

1. いじめ把握のためのアンケート調査

(1) アンケート実施児童生徒数

5, 082人（小学校 3,466人、中学校 1,616人）

(2) アンケート実施日までに、いじめられたことがあると答えた児童生徒数

248人（小学校 193人、中学校 55人）

○学年別内訳

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計	合計
39	33	40	41	40	193	32	13	10	55	248	

2. いじめ問題への対応状況の調査

※いじめられたことがあると答えた児童生徒ひとり一人から担任等が聞き取り、状況確認

※アンケート以外に、学級担任等が発見したり、本人からの訴え等について、学校内で精査

(1) いじめの認知件数

22件（小学校6件、中学校16件）

○学年別内訳

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計	合計
0	0	0	0	3	3	6	9	2	5	16	22

○いじめの態様(重複あり)

態 標 内 容	件数
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	13
・仲間はずれ、集団による無視をされる	3
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	6
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	1
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	1
・その他	1
計	25

(2) いじめの現在の状況

- ・解消 14件
- ・一定の解消が図られたが継続支援中 6件
- ・解消に向けて取組中 2件